

## 多田雅史

件名: 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA)【情報 Vol.1 7 6】  
添付ファイル: 法人文書開示請求書 (国循) \_\_医療事故等の報告件数及び内容 (第4次開示請求) .docx; 請求する法人文書の名称等の別紙 (第4次開示請求) .docx

各位 (本情報提供メールは当会会員、協力弁護士、協力医、報道機関、医療過誤団体、野党政党等の約 400 カ所へ送信しています)

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA) の多田雅史です。  
本メールはベンゾジアゼピン (BZD) 関連情報をお送りしています。

- (1) 新規の情報提供希望者が身近におられた場合、BYA-HP の「お問合せ」をご紹介ください。  
<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
- (2) 有用な情報をお持ちの方は本メールに返送してお知らせください。皆さんに情報提供します。
- (3) 情報の中で「拡散すべき情報」があれば、皆さんの判断で自由に「転送・SNS 拡散」してください。

### 【目次】

1. BYA ホームページへのアクセス件数 (2019 年 9 月 3 日からカウント開始)
2. NCNP 松本俊彦医師への NCU 東英樹医師の評価
3. 薬被連の 3 月定例会の延期 (お知らせ)
4. 娘への性的暴行罪 父親に有罪の逆転判決 名古屋高裁
5. 国立循環器病センターへ情報開示請求 (第 4 次請求) を実施 (添付)
6. 国循に対する行政事件訴訟法による訴訟

### 【記事】

1. BYA ホームページへのアクセス件数 (2019 年 9 月 3 日からカウント開始)  
<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>  
BYA ホームページへのアクセス件数が 1 万件を超えました。多くの方がご覧になっている事実があります。

2. NCNP 松本俊彦医師への NCU 東英樹医師の評価

「松本先生は大麻などの依存性薬物にご専門なので、ベンゾジアゼピンの副作用をよくご存じないみたいです。」(NCU 東英樹医師)

NCU 東医師の良心的な解釈であるが、ある意味、当たっている気がする。NCNP 松本俊彦医師は、ベンゾジアゼピン薬害 (医原性疾患) に言及すれば、国内医療者からバッシングされることが分かっているため、処方薬物ではない大麻等に特化しているのであろう。このような人物が国立研究開発法人の薬物依存研究部長であってはならない。

3. 薬被連の 3 月定例会の延期 (お知らせ)

3/15 に定例の世話人会が予定されていましたが、コロナ問題で延期となりました。

4. 娘への性的暴行罪 父親に有罪の逆転判決 名古屋高裁

[https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200312/k10012327721000.html?utm\\_int=news\\_contents\\_news-main\\_006](https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200312/k10012327721000.html?utm_int=news_contents_news-main_006)

3/12 名古屋高裁で、性的暴行罪の逆転判決について、裁判所前で傍聴しました。

フラワーデモが広がり、勇気ある被害者がデモを広げたことにより、高裁が逆転せざるを得ない状況になっていたことが大きな要因だと思います。ベンゾジアゼピン薬害も同様に「自分が被害者と知られた

くない」ではなく、被害者であることを広めないと思われ被害が認められないと思われ。性的暴行罪の事件は比較的事実関係が分かりやすいという点がありますが、ベンゾジアゼピン薬害ももっと広報していく必要性を感じます。



#### 5. 国立循環器病センターへ情報開示請求（第4次請求）を実施（添付）

ベンゾジアゼピン医療過誤事件に伴い、国循への情報開示請求（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、第4次請求）を、本日（3/12）に実施した。これまでに3回の開示請求を実施しているが、国循は「一部開示」又は「非開示」を繰り返しており、当会はそれらに対して審査請求を行っており、すでに、被告から情報公開・個人情報保護審査会に諮問前である。

#### 6. 国循に対する行政事件訴訟法による訴訟

国循は、ベンゾジアゼピン医療事故に対して、医療法による「事故等事案」を公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告していないため、**報告履行の命令を求めて名古屋地裁へ提訴（本人訴訟）**しているため、本日3/12、第1回の弁論期日があった。**被告が医療法の報告義務を実施するためには「ベンゾジアゼピンによる事故原因及び再発防止対策の検討、並びにそれらの院内周知」が必要である。**

被告の国循は答弁書を提出し「争う姿勢」＝「事故報告書を提出しない」ことを答弁した。日本では多くの特定機能病院や国立研究開発法人が医療法が定める「医療事故や事故等事案」の報告を懈怠している実態がある。したがって、被告への報告履行命令が判決されれば、国内のベンゾジアゼピン薬害の立証に大きな前進となるであろう。被告代理人は、「小原・古川法律特許事務所」である。次回期日は4/22（弁論準備、非公開）であり、内容は、期日後、報告する。



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 多田雅史